

令和5年2月20日

吉田町議会議長
大石巖様

産業建設常任委員会
委員長 蒔田昌代

産業建設常任委員会所管事務調査報告書

本委員会で決定した所管事務事項について、調査の結果を下記のとおり吉田町議会議規則73条の規定により報告します。

記

1 調査事項

- (1) 環境保全事業における安全対策について
- (2) 道路維持管理事業における安全対策について

2 調査の目的

- (1) 町の専決処分事項の報告において、除草作業中、物損事故を起こす事例が多く報告されている。

町からは、その都度、職員研修や安全対策を講じているとの説明を受けているが、除草作業中の物損事故は後を絶たない。

そこで、町の環境保全事業のうち街路樹剪定や除草等の作業中における安全対策など現状と課題について調査・研究する。

- (2) 町の専決処分事項の報告において、道路陥没等の道路瑕疵による物損事故が報告された。

町では安全パトロール等を定期的実施しているが、安全で快適な道路環境構築のため、損傷の早期発見と効率的な修繕は課題となっている。

そこで、町の道路維持管理事業における安全対策など現状と課題について、調査・研究する。

3 期間

調査・研究が終了するまで

4 調査の経過

回数	日時	開会 閉会	内 容
第 1 回	令和 4 年 6 月 13 日	9 : 00 10 : 20	<p>1 所管事務調査について 所管事務調査を行うことを決定し、調査案件については以下の 2 件にする。 調査事項(1)「環境保全事業における安全対策について」 調査事項(2)「道路維持管理事業における安全対策について」 調査の目的、調査の方法、調査の期間を決定した。</p> <p>2 今後の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2つの調査案件に対する質問を 7 月 6 日午後 5 時までに事務局に提出すること。 <p>3 議会閉会中の継続調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会閉会中の継続調査とする。
第 2 回	令和 4 年 7 月 11 日	8 : 57 10 : 44	<p>1 所管事務調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査事項(1)「環境保全事業における安全対策について」及び調査事項(2)「道路維持管理事業における安全対策について」に係る担当者からの説明を求める事項について協議した。 ・ 委員から提出された質問について協議した。 ・ (2)の調査で損傷箇所の発見方法についての項目の中にある、令和 3 年度の道路修繕回数と除草した件数の過去 5 年分を求めることとする。 ・ 担当課からの説明については調査に関係する 3 課に出席要求し、説明を聞くこととする。 ・ 提出された質問を本日協議したことを踏まえ、今週中にまとめ委員にメールする。
第 3 回	令和 4 年	8 : 53	1 所管事務調査について

	8月8日	12:15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会でまとめた事前質問について担当課(都市環境課、建設課、財政管理課)から説明を受けた。 ・ 10月頃、大型草刈り機を使った作業が行われる際、視察できるように担当課へ依頼したことを委員長から報告があった。 ・ 次回の委員会は、9月定例会中に行う。今日の説明を踏まえ、委員会の意見をまとめる。
第4回	令和4年 9月13日	8:55 9:43	<p>1 所管事務調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月8日に担当課から説明を受けた(1)「環境保全事業における安全対策について」及び(2)「道路維持管理事業における安全対策について」のまとめを踏まえ、今後どのようにしてまとめていくのか協議した。 ・ 草刈りの視察について協議した。 第1希望/10月12日午前、第2希望/10月19日午前とした。安全対策についてを第一の目的とし、道路・河川・機材置き場など視察する。視察後、担当課と意見交換をする時間も設けることとした。 ・ 視察時は、作業着及びヘルメットを着用する。 <p>2 議会閉会中の継続調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会閉会中の継続調査とする。
第5回	令和2年 10月19日	8:55 11:15	<p>1 所管事務調査について</p> <p>「環境保全事業における安全対策について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 草刈り作業現場の視察を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① プラント倉庫にて草刈り道具の保管場所を確認。 ② 大幡川(はなぞの橋～東河原橋)作業員による防御ネットを使用した草刈り作業を確認。 ③ 吉田公園西側町有地にてエンジン式ラ

			<p>ジコン草刈機による草刈り作業の確認。</p> <p>④ 役場に戻り、担当課との質疑応答、意見交換を行う。</p>
第6回	令和2年 11月16日	9:00 9:52	<p>1 所管事務調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 草刈り現場の視察後のまとめについて協議した。 ・ 近隣市町の状況を把握するため、質問事項を送付し、回答をもらうこととした。質問事項は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ① 草刈り作業は直営（その作業人数は）か又は委託か。 ② 直近の過去3年の事故件数は。 ③ 草刈り作業時の安全対策は。 ④ どのような器具、機械を使用しているか。 ・ 質問文章は正副委員長と事務局で作成後、各委員に確認し、議長へ提出する。 ・ 質問の送付先は5市1町及び森町議会事務局・県（島田土木事務所）へ質問文書を12月上旬には送付し、1月中旬までに回答を依頼する。
第7回	令和3年 12月5日	8:55 9:34	<p>1 所管事務調査について</p> <p>(1) 「環境保全事業における安全対策について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5市1町、森町、県への質問事項調査票について協議した。 ・ 県への質問事項は担当課長から口頭で確認してもらうこととした。 ・ 調査票へは、所管事務調査の背景を説明し、調査票記入例として吉田町の現状を記載し、事務局から送付する。 ・ 質問の回答は令和5年1月13日締め切とする。 ・ 返ってきた回答は全体的にまとめたも

			<p>の、各市町ごとにまとめたものを各委員へ配布する。</p> <p>(2) 「道路維持管理事業における安全対策について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月から開始されたLINEシステムについて調査する。 ・ 質問事項を正副委員長と事務局で作成し、担当課へ依頼する。 ・ 回答の締め切り日は令和5年1月13日とする。 <p>2 議会閉会中の継続調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会閉会中も継続調査をすることとした。
第8回	令和5年 2月20日	11:20 12:07	<p>1 所管事務調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他市町への質問事項調査票の結果と建設課からのLINE通報についての質問事項の回答について協議する。 ・ 調査を終了し、報告書(案)について協議する。 ・ 報告書の軽微な文言の訂正は正副委員長と事務局にて行う。 ・ 議長に提出し、3月定例会初日に報告する。

5 調査結果

当委員会では、町の専決処分事項の報告において、除草作業中、物損事故を起こす事例や道路瑕疵による物損事故の報告がされていることから、環境保全事業のうち街路樹剪定や除草等の作業中における安全対策について、及び、道路の損傷の早期発見と効率的な修繕など現状と課題について調査することとした。

調査は、担当課から調査項目の説明を聴取、又、必要に応じて書類、資料等の提出を要求した。そうした調査の結果から、委員会としての意見をまとめた。表については担当課の資料と回答を参考に作成したものである。

(1) 【調査事項(1) 環境保全事業における安全対策について】

① 作業前の安全対策について

ア 日常の安全活動

- ・ 毎朝、8時30分から朝礼の開催。
体調確認、作業箇所、作業内容の指示を行う。
- ・ 作業事項確認後、現場に向かう前に、現場の状況、使用する機材、車両等の確認を作業員が行なう。

イ 作業日程の告知

- ・ 2、3週間前に草や樹木の生育状況を確認している。
- ・ 作業希望時期や場所があるものについては、2、3週間前に伝えている。

ウ 作業指示と安全に関する指示

- ・ 公共用地における作業場所については、管理課が現場確認を行ない、作業依頼書に作業場所地図、作業箇所指示図、写真等添付する。
- ・ 現場を確認後、住宅、道路に近い現場は、作業依頼書を技能労務職員に渡し、石飛等注意事項や安全確保をした上で作業を行うよう説明する。

② 作業時の作業体制及び安全対策について

ア 作業体制について

- ・ 作業人員…7人
- ・ 役割分担…現場では班長が指示。現場の規模や作業により、班で分かれて作業をする。安全対策、効率を考え役割を決める。
- ・ 連絡体制…携帯電話を班長と各班(全部で3台)が携帯している。
- ・ 作業時間…8:30～16:30(昼食休憩60分)
- ・ 作業範囲…依頼書に基づき実施。
- ・ 作業指示…先ほどの作業指示流れに沿って、当日、朝礼にて指示。
- ・ 作業環境…ほとんど日陰、トイレがない河川、道路である。
- ・ 作業服装…ヘルメット、長袖、安全靴や長靴を着用。
- ・ 熱中症対策…熱中症指数モニターを班長が携帯している。熱中症警戒アラートが発令され、危険と判断された場合は、作業員の携帯に連絡し、一旦作業中止の措置。

イ 作業機材

- ・ 肩掛け式草刈機 8台
- ・ 乗用草刈機 1台
- ・ 手押式草刈機 2台
- ・ エンジン式ラジコン草刈機 1台
- ・ チェーンソー 3台
- ・ トリマー 1台

- ・ 動力噴霧器 2台
- ・ 車両 4台

ウ 安全対策

- ・ 住宅や道路が近く石飛の可能性のあるところの作業方法を変え、人員配置についても作業範囲、内容により決定する。
- ・ 技能労務職員8人を4人ずつA班、B班と分けている。作業はA班、B班合同で行っている。作業範囲が狭い場所や回収のみ等の場合はA班B班分かれて行うこともある。
- ・ 2人1組となり、草を刈る人と防御ネットを持つ人で対応し、石飛びを防ぐようにしている。
- ・ 草の刈り方を工夫し、草刈機の刃と石が当たらないよう高めに刈るように努めている。

エ 作業マニュアルと安全対策マニュアルについて

- ・ 作業マニュアルはない。一日の作業の流れについては、採用時に説明しており、作業員の事務所に掲示。
- ・ 安全対策マニュアルはない。技能労務職員については、雇用する前に安全に作業をするため「刈払機取扱作業安全教育」の研修を受講する。

安全な刈払機作業についてのマニュアルなどの書類については各自で所持している。

③ 事故後の安全教育と再発防止の研修について

- ・ 事故が発生した後は、現場に行き、現場検証を行う。現場でどうして事故が起きてしまったのか話し合いの場を設け、原因の究明と今後の対応策について話し合いをする。安全への意識を高めるため、共通認識を持つよう作業員全員で行なっている。

④ 作業状況について

ア 令和3年度の作業状況について

【都市環境課】

- ・ 作業依頼は359件。うち、草刈の作業依頼件数は205件。毎年必ず行っている箇所は75件。

【建設課】

- ・ 3件の吉田町内街路樹管理業務委託の発注により、9路線において、街路樹の剪定等を実施。

イ 令和3年度の大形草刈機の利用状況について

- ・ 吉田公園西側町有地と防潮堤の2箇所のみ。

⑤ 損害賠償保険について

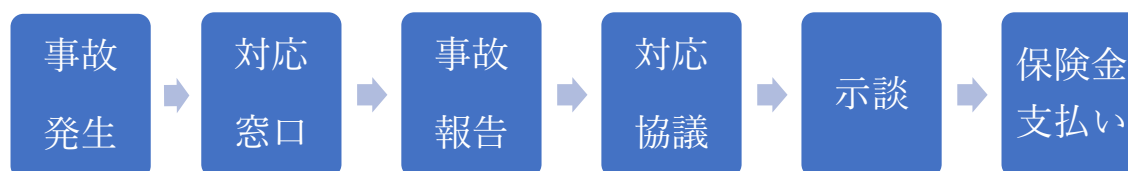
ア 保険について

- ・ 全国町村会総合賠償補償保険制度
- ・ 草刈りや道路の穴等は、賠償責任保険に該当する。
「保険の対象とする施設（自治体施設）」に「道路」は対象施設。
「保険の対象とする業務（自治体業務）」に「町村等施設の保守・管理業務」が該当する。

イ 過去5年間(平成29年～令和3年)の損害賠償保険金の支払いを要した事故の件数と事故手続きの流れについて

【環境保全事業について】

専決年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	0件	1件	1件	3件	5件



〔対応窓口〕 保険会社対応窓口へ一報

〔事故報告〕 事故報告書（様式）に記入し保険会社へ送付。

〔対応協議〕 事故について賠償の有無や過去の事例などで判断し、賠償金の積算や過失割合など、保険会社から提示される。

〔示談〕 示談は、保険会社が行わず、保険会社からの指示に基づいて町職員が行う。

〔保険金支払い〕 町は専決で処理し、保険金を支払う。町の会計を通さない。

保険会社から直接、事故の相手方（もしくは例えば車破損なら車のディーラー）に支払う。

⑥ 視察について

ア 大幡川（はなぞの橋～東河原橋）における肩掛け式草刈り機による防御ネットを使用した草刈り作業について

- ・ 草刈り機操作者と防護ネット保持者の2人で作業を行ない、車の誘導などの安全確認者は置いていない。
- ・ 防護眼鏡はしていない。



イ 吉田公園西側町有地におけるエンジン式ラジコン草刈機による草刈り作業について

- ・ エンジンを起動させるための操作過程が多い。
- ・ 斜面や広い場所で使用するが、作業時間は大幅に短縮される。



(2) 【調査事項(2) 道路維持管理事業における安全対策について】

① 損傷箇所の発見方法について

ア 令和3年度における道路損傷情報の通報方法

把握手段	件数(件)	割合(%)
定期パトロールなど職員による発見	100	40.0
自治会からの土木事業等要望箇所調書の提出	60	24.0
町民からの電話やメールの連絡	90	36.0
合 計	250	100.0

※ 「定期パトロールなど職員による発見」「町民からの電話やメールの連絡」は概数。

イ 定期パトロールの頻度と方法と体制について

- ・ 建設課職員当番制による定期パトロールを週1回(原則月曜日)
- ・ 2人1組で、公用車で巡回。

- ・ 町内の道路、河川、公園などを、住吉区・川尻区・片岡区・北区の町内4つの地区を週替わりのローテーションで巡回。

ウ LINE等で情報提供を受けるシステムの構築とその進捗状況について

- ・ 道路異常（道路穴や道路陥没など）の通報システムは令和4年8月1日に運用を開始。
- ・ 定期的（月1回）に通報の集計を対応状況とともに町ホームページで公表。
- ・ 毎月開催される自治会連合会定例会にて先月分の集計を配布。

LINE通報一覧【対応状況について】から集計(担当課資料から)

令和4年度	8月	9月	10月	11月	12月
道路異常	13件	4件	3件	1件	3件
その他	5件	7件	0件	0件	1件
合計件数	18件	11件	3件	1件	4件

② 修繕について

ア 修繕の優先順位について

- ・ 道路穴や道路陥没、側溝蓋の損傷など、交通事故に直結する恐れがあるもの。
- ・ 舗装修繕（オーバーレイや広範囲的なもの）などは土木要望調書等の受付順に現場状況（規模・現況・緊急性など）や予算状況（費用・予算残額）により、実施可能なものについて順次実施。

イ 令和3年度道路修繕に係る費用について

- ・ 道路修繕（舗装修繕系に限る）のうち、道路維持補修工事の受注者へ依頼した件数は185件。
- ・ 要した費用は11,179,165円（税込）
（1件当たりに要する平均修繕費は約60,000円/件）

ウ 繰り返し道路損傷が発生する場所と原因と対策について

- ・ 場所は少なくとも10路線ある。
- ・ 原因は経年劣化や交通量増加に伴う舗装材の劣化、舗装のひび割れや亀裂への雨水の進入がある。
- ・ 繰り返し道路損傷が発生する要因に①舗装材（表層）の経年劣化、②交通事情の変化（大型車通行の増）による舗装材（路盤まで）の損傷

- ・ 抜本対策として、①は切削オーバーレイ或いはオーバーレイによる表層舗設。②は路盤までの舗装打ち換え。

エ 修繕依頼から完了までの流れ及び掛かる時間について

- ・ 現場を確認し、常温合材による修繕が有効な場合は、職員による直営作業を即実施している。
- ・ 道路維持補修工事受注者による修繕が必要な場合は、必要に応じて職員による応急処置（土のう設置など）を実施した上で、業者へ修繕の指示を行う。
- ・ 受注者の作業スケジュールによるが、1～2週間程度の間作業を実施。

③ 保険について

ア 過去5年間(平成29年～令和3年)の損害賠償保険金の支払いを要した事故の件数について

【道路維持管理事業】

専決年度	平成29年度	平成30年度	平成31年 令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	0件	1件	2件	3件	1件

6 まとめ

2件の所管事務調査において、「調査事項(1) 環境保全事業における安全対策について」は本調査の中で、直営で事業を行う吉田町における草刈り作業中の損害賠償の対象となる事故は近隣市町への調査回答の結果と比べて多いことが改めてわかった。

人的不足を補うためにも使用する機械の研究や必要な予算を獲得し、更新、購入を行っていくことが必要だと考える。また、作業を安全にするため、事故防止のための意識や情報共有、機械、人的配置を見直し、安全対策をさらに努めてもらいたい。

「調査事項(2) 道路維持管理事業における安全対策について」は、令和4年8月から始まったLINEによる情報収集がいかされており、迅速な対応がなされていることを確認した。LINEによる情報収集を使い方等も含め継続的にPRし、町民等からの報告を受けるよう努力されたい。

今後、このLINEのシステムによる情報収集を活用した新たな分野に広げての活用も検討されたい。

町民の福祉向上のためにさらに尽力されることを望む。